

牟田事務所 許可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2020.03

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★建設キャリアアップシステムの進展、動き！

制度がスタートして約1年が経過した建設キャリアアップシステム（CCUS）。令和2年1月末の登録状況は技能者登録「約18万人」、事業者登録「約3万件」となっています。お客様からも「登録したよ。」という声や登録の手伝いを頼まれることも多くなってきました。登録はお済でしょうか？

CCUSってどんな制度なの？

会社の状況や職人さんの技能等の見える化を図る制度。制度開始から5年間で全ての事業者、技能者の登録を目標に官民一体となり様々なサービスとの連携を推進し、公共工事を中心に普及促進を図っています。技能者登録は経験や保有資格等によりレベル1（白色カード）からレベル4（金色カード）の4段階となっています。



～最近の動き～

○ 建退共制度との連動

証紙を手帳に貼る形で行われている建退共制度。今年秋頃には建設キャリアアップシステムによる電子申請方式が取り入れられ、最終的に公共発注では活用が原則化される様です。

○ 経審の評価対象

経営事項審査の審査基準が改正され4月1日から銀色カード（レベル3）に2点、金色カード（レベル4）には3点が加点されます。

○ 外国人建設労働者の在留資格申請の許可要件

新設された外国人建設労働者の在留資格である「第1号特定技能」の受入れには建設キャリアアップシステムへの登録が要件となっています。

○ 登録事業者名等を公開

今年4月頃から同意を得られた事業者を対象に商号や所在地情報等を公開して発注者等が事業者を確認できるようになるようです。

CCUSの登録は、まず「事業者登録」を行い、その後「技能者登録」行う2段階となっています。現在、審査には2か月程度かかっています。どんどん進化を続けるCCUS。まだ登録がお済でない方は早めの登録をおススメします！

★運送業★

～働き方改革でドライバーの副業！？ ちょっと待って！！～

国の「働き方改革」の一つとして正社員の副業や兼業が後押しされる中、長時間の拘束を強いられるドライバー職の場合は難しいです。ギリギリでしかない休息期間を削ってのアルバイトは本来の運転業務に影響が出てきますよね。

トラック運送業界でも時短への取り組みが急務となっていますが、なかなか実運送業務の1日当たりの時間を一気に縮めることは簡単ではありません。

脳梗塞や心筋梗塞などの重大な脳・心疾患に起因する過労死のライン

- ① 発症前の1か月間に100時間
- ② 同2か月から6か月にわたって1か月当たり80時間を超えるいずれかの時間外労働が認められる場合です。

トラックドライバーの場合は本来の業務ですでに達しているケースが多いのが現状です。



どっちの責任？

副業黙認、容認で民事訴訟もある！？

点呼の際にドライバーの疲労度を見抜けなかった場合は会社の責任になる場合も！！

そもそも、ドライバーの副業先もトラック運送会社である場合が多く、その時点で改善基準告示に違反する可能性が高いのです。「副業が残業の扱い」となるため、アルバイトで雇った側の運送会社が法違反の責任を問われることとなりますが、本業の労働時間は本人の申告によって把握することしかできないのが現状です。

長時間労働が続くなかドライバーが本来の勤務先のトラックの乗務中に重大事故を起こしたとすれば、「それでも当社に責任はない」と主張できるかはなかなか難しいでしょう。

見えない時間をしっかり管理するのは至難の業。ドライバーさんの安全配慮のためにも就業規則に副業禁止の項目を追加することをお勧めします。

～大型免許の取得が19歳からに！！～

トラックの「大型免許」やバス、タクシー向けの「第二種免許」について、警察庁が年齢や運転歴の受験資格を緩和する方針を決めました。ドライバーの人手不足が深刻化しているなかで人材の成り手を確保するために教習受講を条件に19歳以上に年齢要件を引き下げる特例を設けるということです。来年の通常国会に道路交通法改正案の提出を目指し、早ければ2022年にも実施されます。

厚生労働省によると、ドライバーなど「自動車運転職」の19年10月の有効求人倍率は3.15倍で、全職種（1.45倍）を大幅に上回る状況が続いています。

若いドライバーも大型に乗れるようになるのでドライバーが増えることに期待したいですね。

運転免許の受験資格に特例を設ける

免許種類	現行の要件	新たな特例
第一種の中大型	20歳以上で2年以上	教習受講すれば19歳以上で1年以上
第一種の大形、第二種	21歳以上で3年以上	

(注) 要件は年齢と普通免許の保有歴

★産廃業★

～やるまえか？やったあとか？～

■ 変更行為の種類について

決算が迫る今日この頃、許可事業者がやっておかないといけないことの1つとして、許可申請内容に変更があった際に行う「許可申請」や「届出」の手続きがありますが、忙しさにかまけて後回しにすると怖い罰則があるんです。変更行為は大きく分けて下記の3つがあります。

1. 変更許可が必要なもの（事前申請）
2. 変更届（事後報告）が必要なもの
3. 申請や届出も不要なもの

1. 変更許可が必要なもの 廃棄物処理法

（変更の許可等）第十四条の二

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

上記のように「事業の範囲」を変更する時は「許可が必要」と規定しています。具体的には、収集運搬業については、今までやっていなかった積替保管を新たに行う、今まで取り扱っていなかった種類の産業廃棄物を新たに取り扱う時は「変更許可」。処分業については、今まで実施していなかった処理方法、今まで取り扱っていなかった種類の産業廃棄物を新たに取り扱う時は「変更許可」の申請が必要になります。

2. 変更届が必要なもの

よく発生するのが、車両と法人役員の変更です。この変更届は、それぞれ変更から10日以内と30日以内 = 「変更後」の届出でよいと規定されています。

（同法第14条の2第3項、省令第10条の10第1項第1号～第7号）



■ 変更許可と変更届出の違い

○時期の違い

変更許可は「あらかじめ」申請です。したがって、その行動を起こす前に申請を行い、変更許可証をもらった後でなければ、その行為を行ってはいけません。一方、変更届出は「事後」提出です。省令により「変更の日から10日以内」と規定されています。なお、平成28年の廃棄物処理法の省令改正により、登記事項証明書を添付しなければならない変更（たとえば、法人の役員の変更）については、変更から10日以内に法務局の手続きが終了せずに、証明書の交付ができないケースがあることから、変更後30日以内と改正が行われました。

○罰則の違い

変更許可と変更届出では罰則が異なります。無許可変更は罰則第25条。これは最高刑で懲役5年、罰金1,000万円です。一方、変更無届出は罰則第30条で、罰金30万円、懲役刑はありません。

事業計画の変更はお早めにご相談ください。

★建設業★ ★運送業★ ★産廃★

株主総会で役員も決まり新体制でスタートを……。建設業や運送業、産廃他の許可認可をお持ちのお客様、役員・技術者・管理者、施設・設備等変更のご連絡は頂いていますでしょうか？それぞれの法律によって決められた期間内に届出が義務づけられています。

		建設業	運送業	産廃
役員等	代表者変更	※30日以内	※遅滞なく	※30日以内 (許可証の書換)
	就任	※30日以内	7/31までに 前年 7/1～6/30分	※30日以内
	退任	※30日以内	※遅滞なく	※30日以内
	変更 (常勤⇔非常勤)	※30日以内	※遅滞なく	※30日以内
	氏名	※30日以内	※遅滞なく	※30日以内
営業所	政令使用人の交替	※2週間以内	無し	※10日以内
	所在地	※30日以内	認可申請が必要 (変更前に申請)	※10日以内
	名称	※30日以内	同上	※10日以内
	新設	※30日以内	同上	※10日以内
	廃止	※30日以内	同上	※10日以内
その他	商号変更	※30日以内	※遅滞なく	※30日以内 (許可証の書換)
	資本金の変更	※30日以内	※遅滞なく	※30日以内
	廃業届	※30日以内	30日以上前に 休止も同様	※10日以内
事業報告等	事業年度報告	事業年度経過後 4月以内 使用人数・定款の 変更も合せて	事業報告 事業年度経過後 100日以内	紙マニフェストの場合 当該年度 6/30 までに 前年度の実績を報告
	実績報告		実績報告 7/10 までに (前年 4/1～3/31分)	
管理者 他		経營業務管理責任者 ※2週間以内 専任技術者 ※2週間以内 国家資格者・監理技 術者変更・追加・削除 事業年度経過後 4月以内	運行・整備管理者の 選任、解任 ※遅滞なく	実績報告、県外搬 入届・報告書 当該年度 6/30 までに 前年度の実績を報告

※は、事実発生後の届出

変更の内容によっては、許可が失効してしまうことがあります。事前にご連絡下さい。